

令和 6 年 4 月 4 日

福井県知事 様

福井県大野市要町1番13号
医療法人 キラキラ会
理事長 松田 祐一
電話 (0779) 66-32

決 算 届

令和5年1月1日から令和5年12月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 関係事業者との取引に関する報告書
6. 監事の監査報告書



〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書

(自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 キラキラ会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 福井県大野市要町1番13号
- 福井県大野市中野第36号12番地2
- (3) 設立認可年月日 平成11年 4月 6日
- (4) 設立登記年月日 平成11年 4月19日

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
介護療養型医療施設	医療法人 キラキラ会 松田病院	1810514347	福井県大野市要町1番13号	療養病床 49床 [医療保険 49床]
介護老人保健施設	キラキラの町	1750580018	福井県大野市要町1番13号	入所定員 29名
介護医療院	キラキラの家	18B0500021	福井県大野市要町1番13号	入所定員 29名

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	施設の医療機関コード又 は介護事業所番号	実施場所	備考
訪問看護事業 キラキラ訪問看護ステーション	181051434	福井県大野市要町1番13号	
通所リハビリテーション キラキラディ・ケアセンター	181051434	福井県大野市要町1番13号	通所定員 30名
居宅介護支援事業 きらきらケアプランセンター	181051434	福井県大野市要町1番13号	
訪問リハビリテーション事業 松田病院訪問リハビリテーション事業	181051434	福井県大野市要町1番13号	

訪問介護事業 キラキラのヘルパーさん	181051434	福井県大野市要町1番13号	
サービス付き高齢者向け住宅 キラキラの里		福井県大野市中野第36号 12番地2	

3) 収益業務（社会医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
な し		

(4) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和5年 2月24日 令和4年度決算報告決議

令和5年12月22日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 キラキラ会

医療法人番号

所在地 福井県大野市要町1番13号

財 産 目 録

(令和5年12月31日現在)

1. 資 産 額	1,123,305 千円
2. 負 債 額	668,440 千円
3. 純 資 産 額	454,864 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	210,626
B 固 定 資 産	912,679
C 繰 延 資 産	
C 資 産 合 計 (A+B)	1,123,305
D 負 債 合 計	698,440
E 純 資 産 (C-D)	454,864

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 キラキラ会

医療法人番号

所在地 福井県大野市要町1番13号

貸借対照表 (病院又は介護老人保健施設)

(令和5年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	210,626	I 流動負債	165,096
現金及び預金	64,183	支払手形	
事業未収金	131,565	買掛金	22,630
有価証券		短期借入金	51,380
たな卸資産	10,250	未払金	
前渡金		未払費用	77,591
前払費用		未払法人税等	251
繰延税金資産		未払消費税等	1,144
その他の流動資産	4,628	繰延税金負債	
II 固定資産	912,679	前受金	
1 有形固定資産	869,597	預り金	6,423
建築物	536,630	前受収益	
構築物	27,661	入居金	5,600
医療用器械備品	3,047	その他の流動負債	77
その他の器械備品	27,411	II 固定負債	503,344
車両及び船舶	140	医療機関債	
土地	119,083	長期借入金	478,544
建設仮勘定		繰延税金負債	
その他の有形固定資産	155,625	その他の固定負債	24,800
2 無形固定資産	2,194	負債合計	668,440
借地権		純資産の部	
ソフトウェア	1,105	科 目	金 額
その他の無形固定資産	1,089	I 出資金	9,600
3 その他の資産	40,888	II 積立金	445,265
有価証券	5,225	1 繰越利益積立金	445,265
長期貸付金		III 評価・換算差額等	
保有医療機関債		その他有価証券評価差額金	
その他長期貸付金		純資産合計	454,865
役員等長期貸付金	31,499	負債・純資産合計	1,123,305
長期前払費用			
繰延税金資産			
その他の固定資産	4,164		
III 繰延資産			
4 下水道受益者負担金			
資産合計	1,123,305		

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人 キラキラ会

医療法人番号

所在地 福井県大野市要町1番13号

損 益 計 算 書

(自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		837,716
2 事業費用		
(1) 事業費	867,433	
(2) 本部費	0	867,433
本来業務事業損失		29,717
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		17,586
2 事業費用		0
附帯業務事業利益		17,586
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業損失		△ 12,131
II 事業外収益		
受取利息	880	
その他の事業外収益	80,957	81,837
III 事業外費用		
支払利息	3,342	
その他の事業外費用	0	3,342
経常利益		66,364
IV 特別利益		
固定資産売却益		
その他の特別利益		0
V 特別損失		
固定資産売却損		
その他の特別損失	65,506	65,506
税引前当期純利益		858
法人税・住民税及び事業税	1,286	
法人税等調整額		1,286
当期純損失		△ 428

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 5

法人名 医療法人 キラキラ会
所在地 福井県大野市要町1番13号

医療法人番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産 総額 (千円)	事業内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
	該当なし								

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	松田 祐一	医師	当法人理事長	資金の貸借	-35,292	長期貸付金	31,499

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注) 1 種類は法第51条第1項に定める関係事業者のうち該当する関係を記載する。近親者である場合には続柄を記載する。
2 該当する取引がない場合には該当なしと記載する。(様式の提出は必要)

※関係事業者とは、当該医療法人と2に掲げる取引を行う場合における1に掲げる者をいいます。

- 1 以下の2に掲げる取引を行う者
 - (1) 当該医療法人の役員又はその近親者（配偶者又は二親等内の親族）
 - (2) 当該医療法人の役員又はその近親者が代表者である法人
 - (3) 当該医療法人の役員又はその近親者が株主総会、社員総会、評議員会、取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている法人
 - (4) 他の法人の役員が当該医療法人の社員総会、評議員会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人
 - (5) (3)の法人の役員が他の法人（当該医療法人を除く。）の株主総会、社員総会、取締役会、評議員会、評議員会、取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人
- 2 当該医療法人と行う取引
 - (1) 事業収益又は事業費用の額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における事業収益の総額（本来業務事業収益、附帯業務事業収益及び収益業務事業費用の総額）又は事業費用の総額（本来業務事業費用、附帯業務事業費用の総額）の10パーセント以上を占める取引
 - (2) 事業外収益又は事業外費用の額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における事業外収益又は事業外費用の総額の10パーセント以上を占める取引
 - (3) 特別利益又は特別損失の額が、1千万円以上である取引
 - (4) 資産又は負債の総額が、当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占め、かつ1千万円を超える残高になる取引
 - (5) 資金貸借、有形固定資産及び有価証券の売買その他の取引の総額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占める取引
 - (6) 事業の譲受又は譲渡の場合、資産又は負債の総額のいずれか大きい額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占める取引

様式6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 キラキラ会
理事長 松田 祐一 殿

私は、医療法人キラキラ会の令和5年会計年度（令和5年1月1日から令和5年12月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 6年 3月 29日
医療法人 キラキラ会
監事 松田 宗久 印

